おしらせHOTコーナー　案内・催し

臨時休館

●文化スポーツセンター

第51回八潮市内一周駅伝大会開催のため、休館します。
日1月24日(日)
問文化スポーツセンター☎996－5126

●エイトアリーナ(鶴ケ曽根体育館)

天井落下防止工事のため、休館します。
日3月22日(火)～5月中旬
※利用の再開日については、決まり次第、広報やしお・市ホームページなどでお知らせします。
問文化スポーツセンター☎996－5126

●市民温水プール（草加市柿木町163-1）

機械設備点検および修繕のため、休館します。
日1月30日(土)～2月22日(月)
問市民温水プール☎936－6824

案内

会議の開催

●第2回八潮市地域包括支援センター運営協議会の傍聴
日2月4日(木)　午後1時30分～3時
場保健センター
内平成27年4月から9月までの地域包括支援センター活動状況について、指定介護予防支援一部委託届出状況について
定5人（当日先着順）
問長寿介護課地域支援係（保健センター内）☎995・3381

駅伝当日の市民課日曜窓口

1月24日(日)は通常どおり、日曜窓口業務（証明発行のみ）を行います。車などでお越しの際は、東側通用口（埼玉りそな銀行側）からお入りください。
問市民課☎内210

総合相談の開催

日1月22日(金)　午後1時20分～4時
※弁護士による法律相談のみ電話予約制＝1月20日(水)　午前9時～
場八潮メセナ集会室
内弁護士・税理士・行政相談委員・宅地建物取引士・行政書士・司法書士が相談内容別に対応
費無料

くらしの相談（行政相談）

役所の仕事などについて、「分からない」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないか」などの苦情や要望、相談を総務大臣から委嘱された行政相談委員が受け付けます。
日毎月第2水曜日　午後1時30分～3時30分※1月は総合相談と同時開催
場市役所市民相談室
相談委員　篠宮有美(しのみやゆみ)さん、木方不二夫(きぼうふじお)さん
問広聴広報課☎内373

手続きの際にマイナンバーが必要となる場合があります

1月から、税・社会保障・災害分野の手続きの際に、個人番号（マイナンバー）の提示を求められる場合があります。申請書・届出書などに「個人番号欄」がある場合は、個人番号（マイナンバー）の通知カードと本人確認書類、または個人番号カードをお持ちください。
詳しい手続きについては、各申請・届け出の担当課へお問い合わせください。
問企画経営課☎内310

中小企業退職金共済掛金補助制度

「中小企業退職金共済制度」または「八潮市商工会特定退職金共済制度」に加入した事業者に対し、掛金の一部を補助します。
対市内の事業者で次のすべての要件を満たす方▼市内で事業を1年以上継続しており、補助金申請時も事業を行っていること▼従業員が50人以下であること▼補助金交付申請時に納期がきた市税を完納していること
補助期間　新規加入契約月から24カ月間
補助対象経費　平成27年1月（または加入月）から12月（または補助期間満了月）までに支払った掛金で補助期間内のもの
補助額　加入者が5人までの事業所は掛金の30パーセント、6人から50人までの事業所は掛金の20パーセント（ただし、掛金は月額5000円を限度とし計算）
受付　1月13日～22日
問商工観光課☎内274

平成27年度臨時福祉給付金の申請期間まもなく終了

期限　1月29日(金)まで
対平成27年度の市民税が課税されていない方（課税者の扶養親族は除く）
※未申請の方には、平成27年12月15日に申請書を再送付しています。必ず期限内の申請をお願いします。
期限を過ぎると、給付金が支払われなくなります。また、申請書類に不備があると、給付金を支払うことができないため、申請が取り下げられたことになります。
支給要件などの詳しい内容についてはお問い合わせください。
問社会福祉課☎内810（2月1日以降、問い合わせ先☎内246）

交通災害共済

市町村交通災害共済は、皆さんの会費で運営する交通事故の見舞金助け合い制度です。
日4月1日～平成29年3月31日
対①市内に住民登録をしている方②①の方に扶養されていて、修学のため市外に転出している方
費年額一般900円、中学生以下（平成27年4月1日現在）500円
申2月1日から、郵便局、市民課または駅前出張所へ
問市民課☎内210

消防団員入団促進キャンペーン

市民の安全・安心を守り、地域コミュニティの維持や振興に貢献するために、消防団員の入団促進キャンペーンを実施しています。
毎年退団者が多い1月から3月までをキャンペーン期間として位置づけ消防団員の入団促進を図り、地域防災力を高めて、市民の安全・安心につなげることを目的としています。
問消防本部総務課☎996・0119

催し

楽しく体験!!ヤッキーひろば「小物づくり」

日1月16日(土)　午後1時30分～3時30分
場やしお生涯楽習館展示コーナー
対小学生
内小物を入れる袋の作成
定20人（当日先着順）
費無料
問やしお生涯楽習館☎994・1000

第2回いきいき健康ヨーガ教室

日2月19日～3月11日（毎週金曜日・全4回）　午後1時30分～3時
場八幡公民館第1会議室
対市内在住・在勤の方
講師　金沢光子(かなざわみつこ)さん（ヨーガ療法士）
持バスタオルまたはヨガマット、動きやすい服装、飲み物
定15人（申込順）
費無料
申1月19日から、窓口または電話で八幡公民館（☎995・6216、受付＝午前9時～午後5時）へ

八潮市民吹奏楽団第27回定期演奏会

日1月17日(日)　午後2時～（午後1時30分開場）
場八潮メセナホール
内フランス印象派音楽の演奏
費無料
問文化協会事務局（八幡公民館内）☎995・6216

平成28年7月1日から下水道使用料を改定

問下水道課☎内422

下水道使用料は、家庭や事業所などから出る汚水をきれいな水にするために下水道施設の維持管理などに使われています。
これからも下水道事業を安定的に運営するために、下水道使用料を平成28年7月1日から表のとおり改定することになりました。下水道使用者の皆さんには、ご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。
なお、水道料金については、変更ありません。
※平成28年7月1日以前から継続して使用している方の使用料は、8月検針以降8月分として請求するものから改定後の金額となります。
※一般家庭で1カ月あたり20立方メートルの水量を使用した場合、1,663円から1,944円へ281円の増額となります（金額は消費税8パーセント加算後）。

■下水道使用料の料金表（1カ月あたり、消費税抜き）

種類		汚水排除量	現行金額	改定後金額
一般汚水	基本料金	8㎥以下の分	700円	750円
	超過料金（1㎥につき）	8㎥を超え、10㎥以下までの分	45円	55円
		10㎥を超え、20㎥以下までの分	75円	94円
		20㎥を超え、30㎥以下までの分	80円	96円
		30㎥を超え、50㎥以下までの分	85円	99円
		50㎥を超え、100㎥以下までの分	90円	106円
		100㎥を超え、200㎥以下までの分	95円	112円
		200㎥を超え、500㎥以下までの分	120円	141円
		500㎥を超え、100,000㎥未満までの分	130円	153円
大口汚水		1㎥につき	101円	102円
公衆浴場汚水		1㎥につき	80円	80円

一般汚水にあたっては、基本料金と超過料金との合計額となります。

備考
1　一般汚水とは、大口汚水および公衆浴場汚水以外の汚水をいう。
2　大口汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水であって、その量が10万立方メートル以上であるものをいう。
3　公衆浴場汚水とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)第2条の規定に基づき、埼玉県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場から排除される汚水をいう。

おしらせHOTコーナー

ハッピーこまちゃん®

市役所の電話
996-2111
FAX
995-7367

防災行政無線テレホンサービス
0120-840-225
防災行政無線で放送した内容が聞き取れなかった場合、再度聞き直せます（定時放送を除く）。通話料は無料です。